

京都わかもの自立応援企業認証制度

労働・雇用政策課

1 目的

京都府若者の就職等の支援に関する条例に基づき、若者の雇用に積極的に取り組んでいる企業を「京都わかもの自立応援企業」として認証することにより、社会に評価される仕組みをつくとともに、若者の職場定着等の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

府内に事務所又は事業所を有する企業で、京都府若者の就職等の支援に関する条例第8条又は第16条の規定により認定された計画に基づく支援を受けた若者（以下「支援対象者」という。）を正規雇用し、職場定着に取り組んでいる企業を「京都わかもの自立応援企業」として認証し、その取組をホームページ等で紹介する。

3 認証企業とは

常時雇用する労働者が300人以下の法人又は個人事業主であって、府内に本社のある企業又は府外に本社のある企業の府内事業所で、4(1)の認証基準を満たしていること。

4 認証企業の基準等について

(1) 認証基準 次のア～キに掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 支援対象者が基礎的就職支援事業計画又は実践的就職支援事業計画に基づく支援を終了してから、6箇月以内に正規雇用していること。

イ 支援対象者を正規雇用して、3箇月を経過し、現に雇用が継続していること。（ただし、認証に係る申請は、支援対象者を正規雇用してから1年を経過する日までとする。）

ウ 若者が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っていること。

エ 労働関係法規を遵守していること。

オ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。

カ 府税について滞納がないこと。

キ 申請者が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないこと。

(2) 認証期間

認証日の翌年度末まで（更新は年度ごとに、通算2回まで）

5 認証企業のメリット

(1) 府制度融資において金利優遇が受けられる。

融資金利0.2%引下げ（中小企業支援融資、小規模企業応援資金）

(2) 府内の中小企業者から優先して物品を調達する府物品調達制度（認証地域貢献企業調達）の対象となる。

(3) 府のホームページ等において、企業名や若者雇用の取組等が紹介される。